

大空町生活カレンダー有料広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、大空町有料広告掲載要綱（大空町告示第31号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、大空町が発行する大空町生活カレンダー（以下「生活カレンダー」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2 要綱第3条の規定による広告の規格は、次のとおりとする。ただし、複数の広告を掲載する場合は、この限りでない。

- (1) 広告1枠の大きさ 縦5.0cm×横8.5cm
- (2) 掲載枠数 6枠以内
- (3) 掲載位置 生活カレンダー下段（表裏各3枠）
- (4) 刷り数 スミ1色刷り

(広告掲載の決定)

第3 掲載申請数が掲載可能枠より多い場合は、地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1順位 町内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 町内に事業所等を有さないが、広告の内容が大空町内に関するもの
- (3) 第3順位 同項第1号及び前号に該当しないもの

2 前項において、同順位となる申込みがあった場合は、掲載希望月数が多いものを優先する。また、これも同じ場合は、申込み順とする。

附 則

この要領は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。